

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 7 月 9 日

株式会社創建エース

株式会社メディカルサポート

2024年7月9日

株式交換に係る事後開示事項

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
株式会社創建エース
代表取締役会長兼社長 西山 由之

東京都中央区銀座一丁目8番7号
株式会社メディカルサポート
代表取締役 木下 真

株式会社創建エース（以下「創建エース」といいます。）と株式会社メディカルサポート（以下「メディカルサポート」といいます。）は、2024年6月14日付で両社間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年7月9日を効力発生日として、創建エースを株式交換完全親会社、メディカルサポートを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項3号及び会社法施行規則第190条に基づき開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日

2024年7月9日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による各手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（株式交換差止請求）

会社法第784条の2の規定に基づく請求を行ったメディカルサポートの株主はありませんでした。

（2）会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

会社法第785条の規定に基づく請求を行ったメディカルサポートの株主はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による各手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（株式交換差止請求）
該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
本件株式交換は簡易株式交換であり、創建エース株主による株式買い取り請求はございません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社が取得した株式交換完全子会社の株式の数（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、会社法施行規則第 190 条第 4 項）

本件株式交換により創建エースが取得したメディカルサポートの株式の数は普通株式 10 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 創建エースは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した創建エースの株主はございません。

(2) メディカルサポートは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 6 月 14 日開催の臨時株主総会の決議によって本株式交換契約の承認を得ております。

(3) 創建エースは、本株式交換に際して、本株式交換により創建エースがメディカルサポートの発行済株式の全部を取得する時点の直前時のメディカルサポートの株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有するメディカルサポートの普通株式 1 株につき創建エースの普通株式 2,100,000 株の割合をもって割当交付いたしました。創建エースが割当交付した普通株式の合計は 21,000,000 株です。

(4) 本株式交換により増加した創建エースの資本金および準備金は以下のとおりです。

① 資本金 : 0円

② 資本準備金 : 会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額

③ 利益準備金 : 0円

以上